

随意契約理由書

大阪府中央子ども家庭センター昇降機設備改修工事については、令和3年5月20日公告にて入札に付したが、入札者がなかった。

本事業は、厚生労働省令和3年度次世代育成支援対策施設整備交付金の内示を受けており、当該交付金を活用するためには、令和3年度中に工事を完了する必要がある。

再度の入札に付すと年度内に完了することができないため、随意契約を行うこととし、昇降機工事にかかる入札参加資格者全10社に打診したところ、日本オーチス・エレベータ株式会社1社のみが見積書を提出することが可能との回答であった。

については、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約することとし、同社に見積依頼を行うこととする。